

秋田県飲食店緊急支援事業のお知らせ

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大による首都圏等の緊急事態宣言などにより、特に大きな影響を受けている県内飲食店の事業継続を支援するため、支援金を支給します。

【申請受付期間】

令和3年5月10日（月）～令和3年8月31日（火）（消印有効）

【支給額】

1事業者あたり30万円（県内に複数店舗を有する事業者は上限60万円）

【支給要件】

- ・県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等であること。
（人格のない社団等、個人事業主含む）
- ・主たる業種が飲食業及び持ち帰り・配達飲食サービス業であること。
（食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋、スナック、バー、仕出し、弁当販売等）
- ・令和2年12月から令和3年4月までのうち、いずれかひと月の売上が対前年又は前々年比50%以上減少している事業者であること。

【申請方法】

◆郵送の場合

申請書類（秋田県公式サイトで入手可）を封入の上、以下に送付ください。

※令和3年8月31日（火）の消印有効です。

宛先 〒010-0921

秋田市大町3-4-1 マニュアルプレイス秋田3階

秋田県飲食店緊急支援金事務局

※封筒裏面に店舗の住所及び氏名を記載してください。なお、郵送料は申請者の負担になります。

◆電子申請

秋田県公式サイトにて「コンテンツ番号：57156」へアクセスし、「秋田県飲食店緊急支援金電子申請」をクリックし、電子申請の手続きにお進みください。

※申請は、郵送と電子申請のみです。県庁や地域振興局の窓口では受付していませんので、持参しないでください。

【お問い合わせ先】

秋田県飲食店緊急支援金事務局コールセンター ☎018-895-5124

藤里町商工会 ☎79-1529

藤里町商工観光課 ☎79-2115

※必ず事前にご予約の上、ご相談ください。